

## 平成22年8月3日開催 議会改革特別委員会について（協議の概要）

1 日時 平成22年8月3日（火）開会：午前10時2分 閉会：午後0時5分

2 場所 議会棟3号委員会室

### 3 出席者

委員長 今村岳司（にしのみや未来）

副委員長 大川原成彦（公明党議員団）

委員 岩下彰（西宮グリーンクラブ）

篠原正寛（政新会）

田中正剛（にしのみや未来）

西田いさお（むの会）

野口あけみ（日本共産党西宮市会議員団）

よつや薫（市民ネット・虹）

他に、地方自治法の規定に基づき、上谷幸彦議長が出席

### 4 傍聴議員

なし

### 5 一般傍聴者

4名

### 6 説明員

（議会事務局）

議会事務局次長 北林哲二

庶務課長 村本和宏

議事調査課長 宮島茂敏

### 7 協議事項について

#### （1）本会議における一問一答制の導入について

本会議における一問一答制の9月定例会での試行について

前回の委員会（7月22日開催）において、本会議における一問一答制を9月定例会においても試行することを決定しましたので、本日は、試行に向けての確認すべき4点（前回の委員会で確認済み）について協議を行いました。協議の結果、次のとおり意見の一致を見ましたので、9月定例会前の議会運営委員会で確認のうえで、実施する予定です。

ア 一問一答で再質問を行う場合の宣言について

どの項目について一問一答で行うのかを再質問を行う前に宣言すること。

イ ルールについて

ア以外には特にルールを設けないこと。

ウ 反問権の拡大について

反問権の内容は拡大せず、6月定例会での試行の際と同様に、質問内容の確認及び質問の前提となっている事実誤認の修正の範囲内とすること。

エ 質疑における一問一答制の導入について

9月定例会での質疑は従前どおり一括方式で行うこと。質疑には原則発言時間の制限がないため、一問一答制を導入するに際しては、別途、協議事項「議会運営上のルールの整理について」の協議の中で質疑のあり方を協議すること。

委員会審査における反問権の拡大の9月定例会での試行について

本会議における反問権の拡大(上記 - ウ参照)を協議する中で、発言時間の制限のない委員会において試行してはどうかとの意見がありました。協議の結果、9月定例会の常任委員会・特別委員会(決算分科会を含む。)の審査では、反問権の内容を拡大し、当局に対し反論も含めた反問権を認めて、試行することで意見の一致を見ましたので、9月定例会前の議会運営委員会で確認のうえで、実施する予定です。

(2) 議員が逮捕・起訴された場合の議員報酬の支給の是非について

“議論の余地なく議員報酬を不支給若しくは停止すべきであるケース”について、既に案を提出していただいた篠原委員以外の委員からそれぞれの案を提出いただき、説明を受けました。本日は提出された案の説明のみに止め、次回の委員会(8月17日開催予定)から、提出された案の中身について協議することとなりました。

(3) 議決事件の拡大について

現在、当局がどのような計画(個々の事務事業に関する計画ではなく、施策の大綱のような計画を言います。)を策定しているのかについて、事務局から調査結果の報告を受けました。次回の委員会では、各委員から、この協議事項に関する今後の議論の方法、又は、具体的にどの計画を議決の対象とするのかなどの提案をいただき、協議することになりました。

(4) 議会運営上のルールの整理について

本日は、「議員提出議案の提出手順」について協議を行いました。この協議事項は、6月定例会において議員定数条例の改正案(以下「定数条例改正案」と言います。)が議長に提出された際、議会運営委員会などにおいて議案の提出のしかたについて意見が出されたことに鑑み、議員提出議案の提出手順について、この際整理しようとするものです。

定数条例改正案の提出に関して改めて委員の意見をお聞きしたところ、主に次のような意見が出されました。

会派から提出される意見書案・決議案のように、事前に定数条例改正案を提出することを考えているという話が各派幹事長のところにあり、案に対する意見を言える時間があればよかった。

議員定数の問題は議会改革特別委員会で協議したが、結論を得ることができなかった。しかし、議会運営について一番責任をとるべき議会運営委員会には議会改革特別委員会での協議の報告もなく、議員定数の協議も行っていない。定数条例改正案の提出方法は法令上問題はないかもしれないが、議会運営委員会の運営は、最大限全会一致になるように努力することになっており、議員定数の問題もそういう形で行うべきであった。

定数条例改正案は、3つの会派で話をされたものであった。全会派に教えていただければ、何の問題もなかった。

定数条例改正案は、何の議論もなく突然提出されたものではなく、議会改革特別委員会の協議があって、その後に提出したものである。また、議員提出議案は、法令上どのタイミングでも提出できると思うが、定数条例改正案は、あらかじめ6月定例会の意見書案・決議案の提出期限の日に提出した。

6月定例会では、定数条例改正案の中身の議論をすべきだったのに、議案の出し方の議論になってしまった。今後のことを考えると、議員提出議案の提出の際には、事前に議案を全議員に配付するなど、何らかのルールを設ける必要がある。

議会改革特別委員会で取扱いについて変更が決まったものだけ議会運営委員会へ報告し、議会としてオーソライズしてきた。議員定数に関する協議は結論がでなかったため、議会運営委員会には報告していない。

この協議事項については、次回の委員会でも引き続き協議することになりました。

#### (5) その他

次回以降委員会の日程について、以下のとおり確認しました。

平成22年 9月14日(火)午前10時～

9月29日(水)午前10時～

以 上